

こども誰でも通園制度に関する要望書

子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める声がある中、0から2歳児の約6割を占める未就園児を就労に関わらず時間単位で保育所等に預けることができる「こども誰でも通園制度」の意義は大きいと考えられる。

令和7年度には法律上の制度化、令和8年度からの本格実施を見据え、現在、本市においても試行的事業を実施しているところであるが、調査の結果、利用者側と事業者側ともに制度の意義を感じていることが分かったものの、利用時間が短い、事業者としては補助金収入が足りないなどといった声もあり、制度としての課題も見受けられる。

よって、下記事項について要望する。

記

- 1 現場の声や利用者の声を丁寧に聴取し、試行的事業の効果検証に鋭意取り組むこと。
- 2 他部門と連携するなど、支援が必要な家庭への制度周知を確実に実施すること。
- 3 利用開始までの手続や初めて保育所等を利用する子供・保護者への対応などについて、事業者同士が情報を共有できるような場を設けること。
- 4 集団保育の一般的なルールや一日の流れなど、利用にあたっての留意事項を市ホームページにおいて周知するなど、適宜改善を図ること。
- 5 事業者への補助の増額や利用時間の上限拡充とそれに見合う財源についてなど、国に対し強く要望すること。
- 6 定期的な利用の推進や本市独自に施策の拡充も検討するなど、利用者・事業者双方の視点に立って、千葉市型のこども誰でも通園制度の構築を目指すこと。
- 7 参加事業者が無理なく運営できる制度とすることで、受入れ人数、施設数を拡充し、障害児、医療的ケア児等含め、市全域で誰でも子供を預けることが可能となるよう努めること。

令和7年3月18日